

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習会 開催ご案内

労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条第9号及び第10号、労働安全衛生規則第359条及び第374条等の規定により、

- ① 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業、
- ② 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業、については、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」を修了した者の中から作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わなければなりません。

(北労安教第65号 期限 2024.3.30)

北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部

<http://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 受講資格

受講資格の経験年数は、年少者労働基準規則により満18歳以上からの経験年数となります。

- ① 地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- ② 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。

【注】この資格で受講する方は、卒業証明書又は卒業証書（専攻した学科等が記載されたもの）の写しを受講申込書に添付してください。

- ③ 職業能力開発促進法による所定の訓練等を修了した者で、その後2年以上地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。

【注】この資格で受講する方は、修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

2. 開催日時・会場・定員

講習は3日間です。開始10分前までに受付をしてください。（定員35名）

令和5年 2月 7日(火) 8:45～17:10

2月 8日(水) 8:45～17:10

2月 9日(木) 8:45～13:00

会場 釧路建設会館 1階 大会議室（釧路市富士見1丁目3番2号）

3. 講習科目・修了試験

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 作業の方法に関する知識（専門知識） | 10時間30分 |
| ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（関連知識） | 3時間30分 |
| ③ 作業者に対する教育等に関する知識（教育知識） | 1時間30分 |
| ④ 関係法令 | 1時間30分 |
| ⑤ 修了試験 | 1時間00分 |
| ⑥ 講習時間の合計(修了試験を除く) | 17時間00分 |

4. 時間割

1 日 目	時間	8:45～8:50	8:50～12:00	12:00～13:00	13:00～17:10
	項目	オリエンテーション	専門知識 (途中休憩 10 分)	昼食休憩	専門知識 (途中休憩 10 分)
2 日 目	時間	8:45～8:50	8:50～12:00	12:00～13:00	13:00～17:10
	項目	オリエンテーション	専門知識 (途中休憩 10 分)	昼食休憩	専門知識・関連知識 (途中休憩 10 分)
3 日 目	時間	8:45～8:50	8:50～12:00	12:00～13:00	
	項目	オリエンテーション	教育知識・関係法令 (途中休憩 10)	試験説明 修了試験	

5. 講習科目の受講一部免除

受講資格を有する者で以下に該当する者は、受講科目の一部免除を受けることができます。

(地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第4条)

区分	受講科目の免除を受けることができる者	免除される講習科目
A	- 職業能力開発促進法に基づく建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者 - 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち建設科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者 - 建設業法施行令に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	- 専門知識 - 関連知識
B	職業能力開発促進法に基づく建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	- 専門知識・関連知識 - 教育知識

【注】科目の一部免除を受ける方は、修了証・合格証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

6. 修了試験及び修了証

- ① 3日目の講習終了後、引続き修了試験を行います。所定の科目と時間の全てを受講しなければ修了試験を受けることができません。修了試験は「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。満たない場合は不合格となります。
- ② 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 修了試験合格者には、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証」を交付します。不合格者には不合格通知書を郵送します。
- ④ 「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の現住所等へ「特定記録」で郵送します。当支部で別の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

7. 受講料

- ① 全科目受講者 受講料(教材費込み) 23,520円(消費税込み)
- ② 科目免除者 受講料(教材費込み) 11,420円(消費税込み)

8. 受講申込みに必要なもの

① 「受講申込書」

「経験証明欄」に受講資格の経験年数を証明する「事業主証明」が必要です。

個人事業主が自ら受講する場合、「事業主証明」は第三者の証明が必要となります。

② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写しを添付)

自動車運転免許証(住所変更されている方は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)

パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等

外語籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

- ③ 「受講資格を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)
「1. 受講資格」の②③の資格で受講する方：卒業証明書、卒業証書、修了証等
- ④ 「証明写真(カラー) 2枚」(縦3.0cm×横2.5cm)上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影したもの。写真の裏面に氏名を記入してください。
(色付きサングラス、スナップ写真、パスポート用写真、写りの不鮮明なもの等は不可。)
- ⑤ 「受講申込内訳書」(複数の講習を受講する場合のみ)
- ⑥ 「受講料」
- ⑦ 「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)
- ⑧ 「科目免除を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)
科目の一部免除を希望される方：免除資格を証明する修了証、合格証等を添付してください。

9. 申込み方法

受講申込書の到着順の受付となります。次の①～②のいずれかの方法でお申込みください。

(電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。)

受講申込みの締切りは、開催日の1週間前(土・日・祝日除く)となります。

なお、締切日以前であっても、定員に達した場合は受講受付を終了しますのでご了承ください。

(受付け締切り後に届いた受講申込書等は返却します。)

① 現金書留

現金書留に「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、釧路分会へ郵送してください。受付け終了後「受講券」を郵送します。

② 銀行振込み

「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているもの(受講料を除く)を釧路分会事務局へ郵送してください。書類提出後「受講料」をお振込みください。振込手数料は申込者のご負担となります。「受講料」の入金を確認し受付終了後に「受講券」を発送しますので、早めの入金をお願いします。

10. 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座

① 次の口座にお振込みください。

北洋銀行 釧路中央支店 普通預金 4993580

[口座名義 建設業労働災害防止協会北海道支部釧路分会]

② お振込みの際の留意事項

ア 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても受講できませんのでご注意ください。振込み手数料は申込者のご負担となります。

イ 受講料は遅くとも、受講日の1週間前(土・日・祝日除く)までに上記の指定口座にお振込みください。(入金確認後に受講券を発送しますので、早めの入金をお願いします。)

11. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 釧路分会 (略称：建災防北海道支部 釧路分会)

〒085-0832 釧路市富士見1丁目3番2号 TEL:0154-41-7447 FAX:0154-41-7202

12. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の1週間前(土・日・祝日除く)ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受付を締切りますのでご了承ください。(受付け締切り後に届いた申込書等は返却します。)

- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。
- ③ 証明写真（カラー）の裏面には必ず氏名を記入してください。証明写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

13. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始 15 分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。（いかなる場合でも講習開始 15 分を超える遅刻は認められません。）
- ④ 「上記 5 講習科目の受講一部免除の A」に該当する方は、2 日目から受講していただきます。
「受講免除の B」に該当する方は、自分が受講する科目の開始時刻の 20 分前に来場し、受付けをしてください。
- ⑤ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は 60 分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑧ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。
- ⑨ 会場は禁煙です。喫煙は休憩時間に所定の喫煙室を利用してください。講義中に喫煙室は利用できません。講義中は座席を離れないようにしてください。
- ⑩ お車でお越しになる方は、釧路建設会館の駐車場をご利用ください。第 1 駐車場が満車の場合は、第 2 駐車場（仏教幼稚園様向い）をご利用ください。また、裏玄関前は職員専用なので駐車しないでください。

※受講希望者が 10 名以下の場合は開催を中止することがありますので、予めご了承ください。

14. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《主な支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

《助 成 額》

1. 経費助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の **3 / 4**
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の **7 / 10**
35歳以上 支給対象費用の **9 / 20**

2. 賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たり日額 **8,550円** [9,405円]
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たり日額 **7,600円** [8,360円]

※ [] 内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

《その他留意点》

1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問い合わせ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。

当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

